

国際シンポジウム

「開発における法の役割——法と開発：その理論と展望——」

あい きょう まさ のり
鮎 京 正 訓

- I 問題の所在——「法と開発」をめぐって——
- II 国際シンポジウム「開発における法の役割」の概要
- III 今後の課題

I 問題の所在——「法と開発」をめぐって——

日本政府のODA(政府開発援助)によるアジア諸国に対する法整備支援が開始されてから、すでに8年以上の歳月を経た。ベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン、インドネシアなど、アジアの途上国、体制移行国に対する、法典整備、法曹養成、法学教育などを支援の内容とする法整備支援事業と法整備支援研究の中で、つねに意識されつづけてきたテーマのひとつは、かつて1960年代から70年代にかけてアメリカ合衆国の法学研究者および援助機関が中南米、アフリカ諸国等に対して行った「法と開発研究／運動」(注1)に関するものであった。

アメリカ合衆国が行った「法と開発研究」は、その後、「失敗した」という総括が一般的には行われてきた(もちろん、「失敗ではない」という意見も表明されているが)。そして、その「失敗」の説明としては、アメリカ型の民主主義、人権、

法の支配、さらにはアメリカ型の法学教育の途上国への導入には無理があり、また、現地の伝統的な法システムなどの存在を無視することには問題があった、とされてきた。1990年代に入り、世界各国の援助機関、国際援助機関が法整備支援に本格的に参入するようになると、アメリカ合衆国では「新しい法と開発研究」が提唱されるようになった。したがって、今日、法整備支援事業に取り組んでいる人々にとって、アメリカ合衆国の「法と開発研究」の教訓をどのように受けとめていくかがずっと問われてきていた。

そこで、日本の法整備支援学を構築することを目的とする、名古屋大学を中心とした研究プロジェクトは、かつての「法と開発研究」の提唱者であった、デイヴィッド・トゥルーベック教授をはじめとするアメリカ合衆国の研究者および欧米、アジアの研究者を一堂に招き、「開発における法の役割」を論ずることが緊急の課題であると考えた。

筆者の考えでは、「法と開発」をめぐる議論を、日本の法整備支援事業の実際の展開過程という文脈の中に位置づけてみると、つぎのような論点が浮かび上がってくる。

第1には、日本の法整備支援は、これまでの

ところ、主として民商事法など私法領域に対して行われてきたが、法の支配、ガバナンス、民主主義、人権、さらには公法領域に対する法整備支援を日本政府は行うべきかどうか、またどのように行ったらよいかに関する論点である。

第2には、上記のこととも深く関係するが、一般に、世界各国の法整備支援事業において、法の支配、ガバナンス、民主主義、人権という援助が法整備支援の対象として妥当かどうかという論点である。

第3には、およそ法整備支援という援助の形態は、途上国および体制移行国の一般の人々にとって、いかなる意味で有効かどうかにかかわる論点である。

第4には、近時の、「法の支配」確立にむけての支援というものを、国家と市場との関係においてどのように考えるか、ということに関する論点である。

第5には、法整備支援事業の諸形態の中で、とりわけ法学教育支援というものをどのように考えるか、そしてそれをいかに実施していくか、という論点である。

以上のような諸論点のいくつかについて、すでに、今回の国際シンポジウム「開発における法の役割」に先行して行われた国際シンポジウム「法学における国際協力と比較法学の課題——体制移行国に対する法整備支援をとおして——」（文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「アジア法整備支援」プロジェクト・日本学術会議—比較法学研究連絡委員会・民事法学研究連絡委員会—共催、比較法学会後援、2004年5月26日、東京）は、すでに同様の問題を提起していた。

今回の国際シンポジウム「開発における法の役割」に先行して行なわれた国際シンポジウム

「法学における国際協力と比較法学の課題」（大会実行委員長：杉浦一孝名古屋大学教授）には、以下の研究者が報告を担当した。

1. ロバート・ゴールドマン教授 (Robert Goldman アメリカ合衆国・アメリカン大学) 「体制移行国における法改革の促進のための米国および国際金融機関の努力からの教訓についての若干の意見」。
2. マーチン・ラウ助教授 (Martin Lau イギリス・ロンドン大学) 「アフガニスタンの法制度の再建におけるイスラームの役割」。
3. ペネロペ・ニコルソン助教授 (Penelope Nicholson オーストラリア・メルボルン大学) 「法と開発の精査—アジア法整備支援とベトナムの裁判所」。
4. ヘルヴィック・ロゲマン教授 (Herwig Roggemann ドイツ・ベルリン自由大学) 「比較法の課題としての旧東欧社会主義諸国および西欧諸国における法的伝統・法文化の相違」。
5. ガボル・ハムザ教授 (Gabor Hamza ハンガリー・エトヴェシュ・ロラード大学) 「中東欧諸国における民法（私法）法典化の新動向」。

この国際シンポジウム「法学における国際協力と比較法学の課題」は、日本における法整備支援の実際と理論化の経験をふまえて、法整備支援論にとって、①法典整備、法曹養成、法学教育という諸課題がもつ意味は何か、②グローバル化、リージョナリズムの中で「伝統法」、「法の継受」、「法の移植」をめぐる議論はどのような新しい意義を有しているか、等について研究し、③全体として、法整備支援が比較法学に提起するものを明らかにすることを目的として行われた。

さて、このシンポジウムにおける論点は多岐に亘り、すべてをここで紹介することは不可能

であるが、いくつかの重要な論点について以下にふれておく。

第1には、アメリカ合衆国のゴールドマン教授がのべるように、アメリカ合衆国による「法と開発運動」の軌跡をふくめ法整備支援の“過去”から何を学ぶかという点である。この論点は、現在世界的規模で各国援助機関、国際援助機関が展開している法整備支援事業が1960年代、70年代の「法と開発運動」とそれほど性格を異にしているのではないかというオーストラリアのニコルソン教授の指摘をどのように考えるかという論点ともかかわっている。筆者は、ニコルソン教授の見解とは異なる意見をもっているが、しかし、ニコルソン教授がベトナムを事例にあげてのべたように、「政治改革なしに法改革を実現しうるのか」という批判は法整備支援論にとって重要な問題の提起であった。

第2には、イギリスのラウ教授が、彼が従事したアフガニスタンへの法整備支援の実際の経験をふまえてのべた、都市と農村の対立、格差と非公式法の存在に関する指摘、さらには「国際社会を満足させるためだけの法整備であってよいのか」という疑問、また、「人権ではなく安全」こそがいま求められていることであるという提言は、法整備支援論の核心部分、すなわち、援助する側は、援助される国、地域の実際に深くわけ入って何をなすべきかを判断して行わなければならないという問題を提起していた。

第3に、ドイツのロゲマン教授は、東西ドイツの統一という歴史的な経験をふまえ、社会主義法として存在してきた旧東独の法をどのように考えるのか、そしてドイツにおける法の統合を考える上で、中東欧諸国の法伝統、民主主義の伝統、また憲法裁判所の役割などのファク

ターにふれ、比較法研究の決定的重要性を指摘した。ハンガリーのハムザ教授は、「法の継受」を私法の領域から比較法的に実証的に行い、法というものが各国相互に与える影響を論じた。そして法が政治、経済の分野にも大きな影響を与えることを指摘した。この指摘は、先に紹介したニコルソン教授の「政治改革なくして法改革というものがありうるのか」という論点とも関連してきわめて興味深いものであった。

その他、フロアーからの「討論」においては、①ニコルソン報告にかかわって、「独立した司法」を事実上もたないベトナムにおいて、「アジア的な“司法の独立”性」というものを構想しうると考えるのか、②法整備支援とそれがもたらす法のインフレ化という観点から、法整備支援の正当性とはいかなるものか、また、アメリカ型の「法の支配」は生き残れるか、③イスラーム的紛争処理システムの研究の必要性、④土地をめぐるアジア諸国の現実から環境保護に関する法整備支援をどのように考えるか、など各々に問題意識豊かな論点が提示された。

II 国際シンポジウム「開発における法の役割」の概要

国際シンポジウム「開発における法の役割——法と開発：その理論と展望——」(The Role of Law in Development - Past, Present and Future)は、2004年10月22日、23日の両日、名古屋において行われた。

主催団体は、日本学術振興会先端研究拠点事業「21世紀の『開発支援と法』研究」プロジェクト、文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「アジア法整備支援」プロジェクト、名古屋

大学大学院法学研究科，名古屋大学法政国際教育協力研究センター，ウィスコンシン州立大学ロー・スクール，ウィスコンシン州立大学ロー・スクール附置東アジア法研究センター，コーネル大学ロー・スクール附置法情報研究所，スウェーデン・ルンド大学法学部，であり，大会実行委員長を松浦好治^{よしはる}名古屋大学教授がつとめた。

主催団体のひとつである，日本学術振興会先端研究拠点事業「21世紀の『開発支援と法』研究」プロジェクト（研究代表者：鮎京）は，2004年4月から新たに開始されたプロジェクトであり，途上国に対する法整備支援に取り組むドナー諸国の大学間の連携を強化する目的で形成されたものであり，日本の名古屋大学がひとつの中心となり，名古屋大学がこれまで学術連携を行ってきたアメリカ合衆国のウィスコンシン州立大学，コーネル大学，スウェーデンのルンド大学と共同研究プロジェクトを形成し，法整備支援研究の世界的研究拠点をつくり上げることを目的とするものである。そして，将来的には，上記の日本，アメリカ合衆国，スウェーデンの学術連携に加え，ドイツのフライブルク大学，フランスのエクス・マルセイユ大学，オーストラリアのメルボルン大学などに連携を拡大し，法整備支援研究の発展をめざしている。

さて，今回の国際シンポジウム「開発における法の役割——法と開発：その理論と展望——」の当日のプログラムは，表1のとおりであった。

そこで，「第1セッション 過去の取り組みの概観および今後の展望」において行われたシンポジウム全体の基調報告ともいえる2つの報告を中心に，以下，シンポジウムの内容を簡単に紹介していくことにする。

最初の報告者であるデイヴィッド・トゥルー

ベック・ウィスコンシン州立大学教授は，「開発援助における『法の支配』—過去，現在，そして未来」(The“Rule of Law”in Development Assistance : Past, Present, and Future. 以下の紹介においては，杉山直之＝松浦好治訳の当日配布された卓抜の翻訳を参照した。その後，名古屋大学『法政論集』205号 2004年に発表された)と題する報告において，「法と開発」に関する議論がマックス・ウェーバー以来提起されていることを指摘したうえで，法整備支援の流れを，1960年代，70年代の「法と開発運動」から，近年の「法の支配」プロジェクトへの移行としてとらえている。

トゥルーベック教授は，かつての「法と開発運動」の初期の目的が，途上国に対する教育改革や「『近代的な』制度の移植を通じて，法文化や法制度を一変させること」にあり，「より道具主義的な法文化」（すなわち，形式主義的ではなく，実情にきちんと対応しうる考え方）を根づかせることにあった，という。そして，「法と開発運動」においては，法の意義を「国家が経済のあり方を決めるための道具」と考え，また，「すべての国は似たような発展段階をへて，共通の目標に到達する」という単線的な開発モデルを採用していた，とものべる。

トゥルーベック教授によれば，その後，「今日，発展途上国や体制移行国での法整備事業は大きなビジネス」となり，途上国などへ「巨額の予算」が^{つぎこ}まれており，「法と開発運動」から，「法の支配」への転換が起こった。トゥルーベック教授は，この「転換」を，「世界情勢の変化」にもとめ，かつての「法と開発運動」が「国際的な経済政策が部分的に閉じた経済の中で行われる国家主導の経済政策を支援していた時期に登場した」のに対して，現在の「法の支配」と

表 1

2004年10月22日（金）

オープニング・セッション

開会のあいさつ 佐分 晴夫 名古屋大学大学院法学研究科長
 来賓のあいさつ 平野 眞一 名古屋大学総長
 井上 正幸 文部科学省国際統括官
 相澤 恵一 法務省法務総合研究所国際協力部長

第1セッション 過去の取り組みの概観および今後の展望

「法と開発運動」—過去の取り組みと現在における重要な問題
 David Trubek教授（ウィスコンシン州立大学ロー・スクール）

法整備支援に対する日本のアプローチ

森嶋 昭夫名誉教授（名古屋大学，地球環境戦略研究機関理事）

討 論

第2セッション 発展途上国の法改革においてどのような法律家が最も有効に機能しているのか？

発展途上国のための法学教育：インドネシアにおける個人的事例研究

Cliff Thompson教授（ウィスコンシン州立大学ロー・スクール）

ベトナムにおける法学教育の開発プロジェクト

Lars-Goran Malmberg助教授（ルンド大学法学部）

討 論

第3セッション 発展途上国における法の役割

ウズベキスタンにおける法改革と法整備支援

市橋 克哉教授（名古屋大学大学院法学研究科）

討 論

運営委員会 運営委員：Charles Irish, David Trubek, Christian Hathen, Lars-Goran Malmberg,
 Thomas Bruce, 鮎京正訓, 松浦好治, 佐分晴夫, 他

10月23日（土）

第4セッション 法の支配と経済発展

法的障害の排除による現地資源の動員

Charles Irish教授（ウィスコンシン州立大学ロー・スクール，ロー・スクール附置東アジア法学研究
 センター所長）

法の支配と経済発展—原因かそれとも結果か

松尾 弘教授（慶應義塾大学大学院法務研究科）

討 論

第5セッション 法の支配と民主主義

ベトナムにおける人権と民主主義—法整備支援の理念とかがわって—

鮎京 正訓教授（名古屋大学法政国際教育協力研究センター）

国際法からみた開発と民主主義

西海 真樹教授（中央大学法学部）

討 論

追加セッション 研究プロジェクト紹介

名古屋プロジェクト：日本法翻訳—法案作成と法律データベースの統合管理

松浦 好治教授（名古屋大学大学院法学研究科）

日本法翻訳プロジェクトに対するコメント

Thomas Bruce教授（コーネル大学ロー・スクール，ロー・スクール附置法情報研究所所長）

クロージング・セッション

開会のあいさつ 松浦 好治教授（名古屋大学大学院法学研究科）

いう企ては、「非常に異なった局面」で形成され、「世界経済の統合」、「ソ連の崩壊」が「ネオ・リベラルな経済政策の正統化を促進した」。また、「法の支配」プロジェクトにおいては、「民主化プロジェクト」・「人権保護」、「市場経済化プロジェクト」が内容となり、それらのプロジェクトの共通目標として「法の支配」を掲げた。そして、トゥルーベック教授は、現在では「法の支配」プロジェクト自体に疑問が提示され始めているとし、そうであればこそ、「法の支配事業の建設的な関与」がいま求められており、「法の支配の思想の中に組み込まれている人間の尊厳、平等、公平といった価値を支持する」と結論付けた。

トゥルーベック教授の報告の中で、その他紹介しておくべきことは、第1に、「法と開発運動」には、「理論は、ある意味では何もなかった」とし、「法と開発運動は、場当たりの現実対応的なものであった」という指摘、第2に、「法の支配プロジェクトを経済エリートだけでなく、人類全体に奉仕するように設計する可能性を高める」努力を強調したこと、である。

トゥルーベック教授の報告は、自らが提唱者として取り組んできた「法と開発研究／運動」の第1人者の「総括」ともいえる内容を含んでおり、とくに、「法の支配」、「人権」、「民主主義」、「市場経済化」など法整備支援の核心的な諸用語を歴史の中で検証するというトゥルーベック教授の作業は、筆者にとっても示唆的であった。

つづく、森寫昭夫名古屋大学名誉教授・地球環境戦略研究機関理事長の報告「法整備支援に対する日本のアプローチ」(Japanese Approach toward Legal Development Assistance [Law and Development])は、日本政府がベトナムに対す

る法整備支援事業を1996年12月に開始してから一貫して日本の法整備支援事業の中心的存在であり続けてきた報告者による法整備支援論である。

森寫教授は、「日本の法整備支援の理念は、支援する側・される側という両当事者のパートナーシップあるいは平等」を重視してきたことを強調する。また、「たとえ、国が理想的な法制度をつくったにしても、それが社会の現実の中に根づかなければ法とは言えない」とのべ、その点、日本は19世紀においてヨーロッパ法の継受を行い、日本独自の文化と社会に適合させてきたので、その経験に基づきアジア諸国に対する法整備支援を行ってきた、という。

森寫教授によれば、近年、世界銀行などが行っている、「法の支配」という名のもとで、途上国のガバナンスや民主主義を司法のコントロールによって改善しようという試みには注意を要する点があり、とくに、「途上国の司法や国内の統治制度の伝統的あり方に留意しなければならず」、もし途上国に対する「押しつけ」を行うならば、「移植されたシステムは社会の中で作動しなくなる」ことに警告を發した。

また、森寫教授は、アメリカ合衆国による「法と開発運動」について、例えばアフリカに対して行われたプロジェクトなどは、アメリカ合衆国にあと押しされた新しい政権を確立するための援助にすぎず、「アメリカ合衆国の法制度を輸出し、ソ連に対抗する政治権力を強化しようとする」試みであった、という評価を行った。

そして、これまで、日本の法整備支援は、「もっぱら私法分野に行われてきた」が、しかし、最近では、インドネシアなどに対し、行政法など公法分野などにも行われていることも指摘し

た。森寫教授によれば、日本の法整備支援の特色は、①私法に重点を置いた法整備支援であること、②「対話」をとおして行ってきたこと、③法曹の研修を重視し、パートナーシップにもとづき行っていること、であり、このような日本の法整備支援と比較して、世界銀行などによる「法の支配」プロジェクトは「押しつけ」につながる危険性が高いことを指摘した。

森寫報告は、端的に言えば、現に進行しているアメリカ合衆国等による途上国、紛争地域に対する、アメリカ型民主主義、法の支配の「押しつけ」という事態を前にして、そのような援助のあり方を批判し回避することを意図していると理解することも可能である。しかし、森寫報告に対しては、その意図を理解した上でもなお、第1に、日本の法整備支援が民商事法中心であるということをあらためてどのように考えるのか、民商事法であれば、「押しつけ」にはならないのか、第2に、「対話」を重視するという立場は、おそらくいかなる援助機関においても異論はないものと考えられるが、なぜ、「法の支配」、「人権」、「民主主義」については「対話」を求めないのか、というような論点が生じてくるように思われるし、また、これらの問題に対する本格的な学問的検討がもとめられている。

「第2セッション 発展途上国の法改革においてどのような法律家が最も有効に機能しているのか？」では、アメリカ合衆国のトムブソン教授がインドネシアにおける法学教育の経験に基づき、トレーナー・トレーニング、教材開発、言葉（英語力）のトレーニングなどの必要性について論じた。また、スウェーデンのマルンベルク教授は、ベトナムのハノイ法科大学における法学教育の経験、たとえば、判例を英訳してセ

ミナーを準備したことなどにふれ、新しい世代の教師を養成することの重要性を強調した。

「第3セッション 発展途上国における法の役割」では、市橋克哉名古屋大学教授がJICA専門家として赴任したウズベキスタンでの経験にもとづき、そもそも「ウズベキスタン法とはなにか」という問題を提起し、「ソビエト法」、「イスラーム法」（シャリアート）という「理解」だけを「前提にして、ウズベキスタン法を把握しようとする」と、それは誤ったものになる」と指摘した。市橋教授は、「多様で独特の『法pluralism』』という観点からウズベキスタン法を理解する立場を示し、「制定法の機能不全と非制定法の支配」という現状を前提にして、「まずは、公共の利益を反映した正当な目的、内容、手続を盛り込んだ制定法が存在し、それを動かすことができる制度が必要」であるとしつつも、「適正な『等身大の制定法』』を時間をかけながら漸進的に作り上げ、ウズベキスタン法を改革していくことを提案した。

「第4セッション 法の支配と経済発展」では、アメリカ合衆国のアイリッシュ教授は、たとえ貧困国においても資源が存在するのであり、その資源を有効に利用することができない点こそが問題であるという立場から報告をのべた。教授は、わずかな法の改正によって、貧困国の資源を有効に活用できる可能性が現実化すると主張し、ビジネスや投資環境の簡便化、合理化にむけての法整備支援の必要性を強調した。松尾弘慶応義塾大学教授は、「法の支配」プロジェクトの成果は何であったのか、という問いかけを行い、法の支配と経済発展、良き統治と法の支配、というような諸問題を論じ、「我々は法の支配にあまり多くを期待することはできないが、

しかし、それをけっして過小にとらえてはならない」ことを強調し、法の支配をそれにもかかわらず迫及するためには、「公式法」と「非公式法」の両面を考慮すべきであると指摘した。

「第5セッション 法の支配と民主主義」において、鮎京正訓報告は、ベトナムの人権と民主主義をめぐる状況を論じ、1992年ベトナム憲法が「人権」という用語を採用した政治的文脈を分析し、さらに、法整備支援論にとって、「人権」、「民主主義」、「ガバナンス」がどのような位置を占めるかを論じ、法整備支援の理念論とかかわって、スウェーデン、韓国、日本の議論状況を紹介した。西海真樹中央大学教授は、「開発の国際法」が「主権、平等、連帯という3つの基本原則により支えられて」いることから出発し、とくに、「実質的平等が重視される」ことを明らかにした。そして、相対的弱者としての「これら下位区分に属する諸国にたいしてより有利な権利義務・待遇が重層的に設定・適用される」という「規範の多重性」アプローチを紹介した。また、西海報告は、「発展の権利」、「持続可能な開発」にもふれ、とくに「持続可能な開発」は「環境保全、開発、民主主義を総合する包括的な概念」であることを指摘した。

「追加セッション 研究プロジェクト紹介」において、松浦好治名古屋大学教授は、日本法翻訳のためにコンピュータの翻訳システムを組み込んだ翻訳環境の整備の必要性和多言語に対応した法律翻訳辞書開発の取り組みについて紹介した。

以上のような諸報告に対し、各セッションごとに充実した討論が行われたが、ここでは若干の特徴的な議論のみについて紹介する。

第1には、韓国からの参加者による議論につ

いてである。韓国は、ごく最近になってからアジア諸国法研究および法整備支援事業に対して本格的な関心を持ち、また法整備支援事業も実際に開始し、そのための研究センターとして2004年6月には「アジア法研究所」を創設するなど新しい動向が存在する。沈東燮・韓国法務省法務研修院研究委員部長検事は、キルギス、ウズベキスタン、ミャンマー（ビルマ）、タジキスタンなど開発独裁体制のもとで経済発展をもとめようとする国家に対する法整備支援を行う場合には、各々の国の文化についての理解が不可欠であることを強調した。そして沈部長検事は、日本の法整備支援モデルは、日本がかつてアジアを侵略し、植民地支配を行ったという歴史をもっているがゆえに、アジア諸国に対して「脅威」を感じさせており、これに対して、韓国の法整備支援モデルは、韓国がそのような歴史をもっておらず、したがってアジア諸国に対して脅威を与えず、また、韓国自体が開発独裁体制から民主化の時期をへて経済発展を成し遂げつつあり、その意味でアジアの途上国に希望を与える経験をもっている、とのべた。このような、日本の「脅威」論は、本国際シンポジウム開催の後に、2004年12月に行なわれた文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「アジア法整備支援」プロジェクト「全体会議」（於：京都）の中でも、徐元宇ソウル大学名誉教授からそれが韓国の法整備支援研究におけるひとつの論点になっていることが紹介されたが、「アジアの隣国からみた日本の法整備支援」という見地からはひとつのファクターとして理解しておくべきものであろう。沈部長検事に対しては、市橋克哉名古屋大学教授から「韓国によるアジア法整備支援にとって、ウズベキスタンなど中央ア

ジアに生活する韓国・朝鮮人ネットワークをどのように考えるか」という質問があり、沈部長検事から、海外700万の韓国・朝鮮人ネットワークの存在が指摘された。

韓国からの研究者の法整備支援に対する関心は高く、鄭宗燮ソウル大学教授は、「法と開発研究」というテーマの中で、「アジア的価値」というものをどの程度重視すべきか、また、文化相対主義をどの程度考慮すべきか、という問題を提起した。このテーマに対しては今回の国際シンポジウムにおいて十分な議論を行うことはできなかったが、鄭教授の問いかけは、法整備支援論の核心のひとつにかかわるものであった。

第2には、中欧諸国からの参加者であるハンガリーのヴァンダ・ラム (Vanda Lamm) 国立科学アカデミー法学研究所所長がのべた「対話」にかかわる論点についてである。ラム教授は、ハンガリーの1989年における「憲法」革命による政治システムの平和的な移行からはじまり、2004年5月のEU加盟という事態の推移のなかで、ハンガリーは、この間、法整備支援の受け入れ国であったとともに、法整備支援を行う国としてもその役割を演じてきたことを指摘した。すなわち、1990年代の初めまでは、ハンガリーは、法整備支援の一方的な受け入れ国であった。しかし、最近の10年間は、南アフリカ、グルジアなどの憲法、ボスニア・ヘルツェゴビナの刑法、刑事訴訟法に対する支援を行ってきた、という。ラム教授は、これらの経験にもとづき、支援する場合にも支援を受ける場合にも、ともに「対話」が肝要であると語り、とくに、他国と協力する場合には、相手国の実情をきちんと知ること、また、その国の法整備状況、法律学の水準など相手国の法をめぐる状況と相互の違

いを正確に認識することの重要性を指摘した。

この「対話」ということについて、加藤久和名古屋大学教授は、日本の法整備支援のあり方とかかわって「『対話』型の支援とはいうものの、はたしてそのような支援が、かつての『法と開発運動』に代わるモデルたりうるものとなっているのか」という疑問を提起し、「対話の中味はどうなっているのか、何を移転するのか、日本は移転する中味をきちんともっているのか」という問題を指摘した。

第3には、法整備支援を行う場合の法分野の選択にかかわる議論が存在した。サティヤ・アリナント (Satya Arinanto) インドネシア大学教授が、インドネシアに対しては、民商事法への支援の必要性とともに、「良き統治」、「人権」など公法分野の支援も必要であるとの発言を行ったことに対し、インドネシアを事例にあげて法学教育に関する報告を行なったアメリカ合衆国のトムプソン教授は、自分の場合には人権を支援内容に加えることは不可能であった旨の回答がなされた。他方、ベトナムの法学教育に一貫して携っているスウェーデンのマレンベルク教授は、人権をテーマにした教育自体は、ハノイ法科大学では全く問題なく、行政法、刑事訴訟法などの講義をつうじて人権について教育を行った、とのべた。

その他、討論における論点としては、法整備支援の評価の困難さ、法整備支援をする際の大学と援助機関との関係、法学教育支援における図書館および図書館司書の重要性、市場に対する国家の介入についての日本の事例分析の必要性、ガバナンスと民主主義の関係、など多くのテーマが提出された。

Ⅲ 今後の課題

最後に、本国際シンポジウムを開催しての感想と今後の課題について記しておくことにする。

第1には、法整備支援学をめぐる国内外の関心の高まりという点についてである。本国際シンポジウムには、国内外から約200名の参加者が集った。外国からは、アメリカ合衆国(ウィスコンシン州立大学、コーネル大学)、スウェーデン(ルンド大学)などの共催校をはじめ、オーストラリア、中国、韓国、台湾、カザフスタン、インドネシア、モンゴル、タイ、ハンガリー、チェコからの参加を得た。また、世界銀行など国際援助機関からの代表も参加した。

「開発における法の役割」を、「法と開発研究」の総括をふまえて理論的に明らかにするという課題を担った本国際シンポジウムであったが、法整備支援学構築にむけての理論は未だ十全には確立していないことがあらためて理解できた^(注2)。とはいえ、今回の国際シンポジウムをつうじて、「法と開発」をめぐる理論上の基本的な論点は、のちにふれる援助評価論を別として、大方提示されたものと自負している。法整備支援学は、援助の実際の中で作られていくという性格を色濃く有している。その意味で、本国際シンポジウムにおいては援助する側からの報告を中心にすえながらも、援助されてきた側の研究者からも積極的な討論への参加があったことは、法整備支援学にかかわる今後の世界的な共同研究、学術連携の強化に向けて大きな第一歩をふみだしたことを意味した。

第2に、「開発における法の役割」というテーマは、「市場経済化」、「法の支配」、「民主主義」、

「ガバナンス」、「人権」など法整備支援にかかわるキーワードの意味の確定という作業と密接に関連していることが明らかとなった。また同時に、上記のキーワードは、各国援助機関、国際援助機関が法整備支援を行う場合の「援助理念」をどのように定めていくかという問題とも深くかかわっている。

日本のODA大綱(2003年改定)では、「良い統治」(グッド・ガバナンス)支援が謳われ、その項目の中に「法・制度構築」支援が位置づけられるにいたったが、しかし、ODAとしての法整備支援の実際においては、「市場経済化」にむけての民商事法中心の支援が実施されてきた。いま、JICAによるキルギスなど中央アジア諸国に対する公務員制度改革をはじめとするガバナンス支援も開始されようとしており、私法分野だけではなく公法分野の法整備支援も現実の課題となってきている。

「法の支配」、「民主主義」、「ガバナンス」、「人権」などの分野における法整備支援は、これまでの日本においてはほとんど着手したことがなく、その意味では、一方では、「グローバル化の中の民主主義、人権」というテーマに関する学際的な研究が行われる必要があると同時に、これらの分野に関する「対話」が途上国、体制移行国の法学研究者、法実務家と行われなければならない。

第3に、今回の国際シンポジウム(「開発における法の役割」)を今後どのように発展させていくかにかかわることがらである。

国際シンポジウムの閉会にあたっての「まとめ」において、松浦好治・大会実行委員長は、「法と開発」にかかわる「様々な形のコミュニケーションの必要性」を強調するとともに、こ

の国際シンポジウムの成果を発展させ、国際学術連携を一層拡大することを目的として、2006年1月に、ベトナムにおいて、「司法改革—その成果をわれわれはどのように評価するか」という、「司法改革」と「援助評価」をテーマとする国際シンポジウムを開催することを提案し、各国参加者の賛同を得た。

日本のODAが法整備支援の分野で最初に取り組んだベトナムという地において、ベトナム司法省をはじめとするカウンターパートが、日本、欧米、国際援助機関による法整備支援をどのように「評価」しているか、そして、援助を行ってきた側が体制移行国の司法改革をいかに「評価」するかに関する「対話」は、法整備支援の理論にとっても大きな寄与をなすと信じている。

(注1) この用語の意味については、川畑博昭「ラテンアメリカにおける『法と開発』研究／運動—序論的考察—」『社会体制と法』第5号 2004年参照のこと。

(注2) 本国際シンポジウムと同様のテーマに関する詳細な研究として、山田美和「『法整備支援』の論理についての一考察—世界銀行と日本政府開発援助—」作本直行編『アジアの経済社会開発と法』アジア経済研究所 2002年がある。

〔付記〕

なお、国際シンポジウム「開発における法の役割」の報告者のペーパー等につき、以下の名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)ホームページに掲載予定である。<http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp>

(名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授)